



「妊娠」＝「退学」ではない

高等学校の校長がその生徒を退学処分にできるのかどうかという質疑がなされたことがある。事の発端は、岩手県教育委員会が制定した「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」とそれに対応する「懲戒に関する規程」及び「懲戒の運用に関する基準」という規定にあった。これらの規定によると、校長は「教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加える」とがでるが、「妊娠」を「性的問題行動」の一つと位置づけ、女子高校生が「妊娠」した場合は、「懲戒」処分の一つである「退学」処分を加えることができるという図式になっていた。

確かに、私が高校生になるころ、「3年B組金八先生」というドラマがあり、杉田かおると鶴見辰吾が交際し、その後、杉田かおるが出産するという話があった。義務教育期間中である中学生が妊娠するというショッキングな内容であつて面白らない、その後、子どもがどのように養育されたとか、杉田かおるや鶴見辰吾が進学したのかどうかなどといつゝ今まで考える術もなかつた。女子高校生の妊娠が発覚すると高等學校を退学しなければならないと

中絶件数はその2倍のおおよそ1万1200件にものぼつている。もちろん、6100件の出産件数の全てが高校生というわけではないものの、数多くの女子高校生が妊娠し、その後、出産している現状を受け止めて、私たちは地域社会がどのように対応することができのかどうかを考えていかなければならぬ。

教育基本法第11条によれば、「校長及び教員は、教育上必要があるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を与えることができる」とされ、この文部科学大臣の定めるところ、すなわち、学校教育法施行規則第26条3項によれば、「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」に

いう図式は、岩手県教育委員会のような公的機関が作成した規程があるからという単純なものではなく、我々の心の中に横たわる「道徳」や「常識」ににおける日本婦人科医会の統計によれば、16歳から18歳までの女子の年間の出産件数はおおよそ6100件、

少し古い統計データではあるが、上記国会質疑がなされた平成25年ころにおける日本婦人科医会の統計によれば、16歳から18歳までの女子の年間の出産件数はおおよそ6100件、

「妊娠」だと位置づければ、そのような女子生徒が通学し続けること 자체が「学校の秩序を乱す」ことに他ならぬと教育現場では考えられてきたのかかもしれない。

高等学校にて勉学やクラブ活動などを励んでいる生徒が多い中で、妊娠し、徐々に体型も変化していく女子生徒の姿を横目で見ながら、どのように対処していくものかと考えあぐむ周りの状況を受けたとき、とりあえず学校から退場して貰つた方がいいのではなかという意味で、「妊娠」＝「退学」の状況を考へたとき、とりあえず学校から退場して貰つた方がいいのではなかという意味で、「妊娠」＝「退学」ではない。一度、退学をしてしまつと、その後、なかなか高等学校に入学し直せないといふ現実もある。妊娠しても就娘が学校内できらし者になるくらいなら、学校を辞めさせた方がいいと考える親もいよう。

しかしながら、私たちはこれまでの長きにわたつて作り上げてきた道徳観や常識の「すがた」「かたち」の内容を少しだけえていく必要がある。妊娠していることも知らずに中絶できる期間を過ぎる子、妊娠したことを見りながら誰にも相談できず中絶まで作つて「妊娠」を明記して退学にできる期間が過ぎてしまつた子、中絶するか出産するのかを精一杯考え続けて意を決して出産に踏みきろうとしている子、パートナーである男性との結婚を夢見て出産を決意したが、その後、お互いの関係が破綻してしまつたり、その男性に逃げられた子など、さまざまであり、その一人ひとりに支援してくれる家族が必ずいるわけでもない。出産できても、シングルマザーになつてしまつた場合の貧困事情は、まさに大きな社会問題となつてゐる。虐待によって死亡した子のうち、生後0ヶ月や生後0日の子が圧倒的に多く、年齢別で調べてみると19歳以下の出産が約3割を占めている」とも見逃せない。一度、退学をしてしまつと、その後、なかなか高等学校に入学し直せないといふ現実もある。妊娠しても就学を希望する生徒に高等学校側は懲戒的対応を一切取らず、母体保護を第一とし、養護教諭やスクールカウンセラーなどからの十分な支援を模索していくつてほしい。また、仮に一旦休学や自主的な退学をした生徒がいても、高等学校等就学支援金を利用して復学サポートを充実できればと思う。